

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令案要綱

1. 関税割当制度が適用されている物品 19 品目のうち、半年ごとに関税割当
ての数量を定めている 2 品目について、平成 29 年度下期における数量をそ
れぞれ次のとおり定めることとする。(別表関係)

(1) 乾燥した豆（ひよこ豆、緑豆及び
ひら豆以外のもの） 70,000 トン

(2) 麦 芽 239,300 トン

2. この政令は、平成 29 年 10 月 1 日から施行することとする。